

モザンビーク国際平和協力隊の設

置等に関する政令

（平成五年五月六日
政令第百六十六号）

改正 平成 五年一月一七日政令第百六十五号

同 六年 六月 三日同 第一四六号

同 六年一〇月一四日同 第三三三号

モザンビーク国際平和協力隊の設置等に関する政令をここに公布する。

モザンビーク国際平和協力隊の設置等に関する政令

内閣は、国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（平成四年法律第七十九号）第五条第八項及び第十六条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

（国際平和協力隊の設置）

第一条 国際平和協力本部に、モザンビークにおける国際連合平和維持活動に協力するため国際連合平和維持活動等に対する協力を関する法律（以下「法」という。）（第三条第三号イからタまでに掲げる業務のうちこれらの業務に関する中長期的な業務計画の立案（以下「計画立案業務」という。）並びに輸送の業務に関する企画

及び調整に係る国際平和協力業務であつて国際連合モザンビーク活動司令部において行うもの、同号トに掲げる業務で計画立案業務以外のものに係る国際平和協力業務並びに法第四条第二項第三号に掲げる事務を行う組織として、平成七年二月十五日までの間、モザンビーク国際平和協力隊（以下「協力隊」という。）を置く。

2 国際平和協力本部長（以下「本部長」という。）は、協力隊の隊員のうち一人を隊長として指名し、本部長の定めるところにより隊務を掌理させる。

（平五政三六五・平六政一四六・平六政三三三・一部改正）

（国際平和協力手当）

第二条 モザンビークにおける国際連合平和維持活動に協力するために行われる国際平和協力業務については、これに従事する協力隊の隊員及び法第九条第五項に規定する自衛隊員（以下「部隊派遣自衛隊員」という。）に、この条の定めるところに従い、法第十条第一項に規定する国際平和協力手当（以下「手当」という。）を支給する。

2 手当は、国際平和協力業務に従事した日一日につき、別表の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める額（心身に著しく負担を与えると本部長の認める特別な居住環境の下で同表の二の項又は三の項に規定する地域において国際平和協力業務に従事する部隊派遣自衛隊員については、当該特別な居住環境に伴

う本部長の定める特別な業務を行った場合には、当該額にそれぞれ千五百円を加算した額」とする。

3 前項に定めるもののほか、手当の支給に関しては、協力隊の隊員（部隊派遣自衛隊員の身分を併せ有する者を除く。）については一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）に基づき特殊勤務手当の支給の例により、部隊派遣自衛隊員については防衛庁の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）に基づき特殊勤務手当の支給の例による。（定員）

第三条 協力隊の隊員の法第十九条に規定する定員は、十二人とする。

（平六政三三三・追加）

附則

この政令は、公布の日から施行する。

附則 （平成五年一月一七日政令第三六五号）

この政令は、公布の日から施行する。

附則 （平成六年六月二日政令第一四六号）

この政令は、公布の日から施行する。

附則 （平成六年一〇月一四日政令第三三三号）

この政令は、公布の日から施行する。

別表（第一条関係）（平五政三六五・平六政三三三・一部改正）

一	モザンビーク内の地域（二の項及び三の項に規定する地域を除く。）において業務を行う場合	一万六千円
二	モザンビーク内の各州都の区域において業務を行う場合	一万二千円
三	マプト市の区域において業務（マプト空港の区域においては、法第三条第三号タに掲げる業務のうち輸送手段の割当て、通関の補助その他輸送に関する技術的調整に係る業務又はこれらに附帯する業務として専ら関係機関との連絡調整その他これに類するものを行う業務に限る。）を行う場合	八千円

四	
<p>(一) モザンビーク以外の地域において法 第三条第三号トに掲げる業務に附帯す る業務として訓練を受ける場合</p>	<p>(二) 法第三条第三号タに掲げる業務のつ ち輸送手段の割当て、通関の補助その 他輸送に関する技術的調整に係る業務 に附帯する業務として空路によりこれ らの業務に必要な物資の補給を行う場 合。ただし、陸上の場所に留まって行 う場合に限る。</p>
四千円	